

「これからも頑張る」

3月15日に行われた弟子屈中学校(杉山稔校長)卒業式での1コマです。友人や後輩、先生方との別れを惜しみながら、3年間慣れ親しんだ学びやを巣立ちました。

(関連記事20~21ページ)



Public relations magazine

2017.4 No.752

主な内容

- 平成29年度町政執行方針……………②
- 平成29年度教育行政方針……………⑥
- 働くあなたを応援……………⑩
- 防災ワンポイントコーナー……………⑫
- 第42回児童生徒読書感想文コンクール……………⑭
- 町税などの納期限/夜間納税窓口開設……………⑮

むかしむか史(318)

てしかが歴史写真館¹⁹²



カルデラの影に沈む摩周湖(4月) 摩周湖第3展望台

冬季閉鎖が終わる第3展望台

— 阿寒摩周国立公園名称変更へ向けて —

町内では、摩周湖第1展望台、摩周湖第3展望台と2つの展望台が摩周外輪山にあります。今回は冬季閉鎖が終わる第3展望台をご紹介します。第3展望台は湖の西側中央辺りに位置し、湖を左右に広く眺めることができます。道路は冬季閉鎖され、ゴールデンウィーク前の4月下旬ごろ開通します。

毎年、行けるようになるのが待ち遠しい展望台ですが、開いたばかりの夕方に一度訪ねてみたことがあります。湖は無風で鏡となり、屋斜路カルデラに沈む夕陽に照らされた摩周岳や外輪山の影に沈んだカムイッシュ島が浮かび上がるようにその存在感をアピールしていました。

太陽が沈み切ると、ピンク色のビーナスベルトや地球影は湖の上空へ昇っていき、静かに夜が更けていくと、星や月が夜空を飾ります。

霧が多くなり、何も見られなくなる夏とは違い、開通したばかりは雪が多く残っていますが、湖を見られる可能性は高いです。ぜひ、第3展望台からの景色を見に出かけてみてはいかがでしょうか。

てしかが郷土研究会(片瀬)

※ビーナスベルト/日の出前と日没後のわずかな時間に太陽と反対側の空がピンク色になる現象。朝焼けや夕焼けの色が大气に反射して反対側の空に映ることで起きる。
※地球影/ビーナスベルトの下に帯状にできる藍色の暗い部分。太陽光によってできた地球の影。

てしかが 2017.4

毎月1回発行 発行/弟子屈町 編集/まちづくり政策課 ☎482-2913 ☎482-2696
〒088-3292 弟子屈町中央2丁目3番1号 URL <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/>

将来にわたり豊かで幸せに 安心して暮らし続けるまち

平成29年第1回町議会定例会が3月7日から10日まで開かれ、平成29年度予算案などが審議されました。

徳永町長が行った町政執行方針と、小林教育長の教育行政方針の概要をお知らせします。



平成29年度町政執行方針
町長 徳永 哲雄

課題に立ち向かい 着実に夢と希望を 実現できるように

町政をお預かりして、はや16年。昨年12月に5期目の任期がスタートしました。今年は第5次総合計画の後期実行計画が新たに始まる年でもあり、一つの節目の年と考えています。

5期目のこれから4年間、少子・高齢化と人口減少、地域経済の低迷など、大きな課題に立ち向かって行かなければなりません。このことによ



屈斜路湖の適正利用を目指して

り、将来の本町の歩むべき方向や、将来を担う皆さんの道しるべができると信じています。基幹産業である農業と観光のさらなる連携や、再生可能エネルギーなどを活用した新たな産業による循環型経済の構築と雇用の場の創出など、誰もが活躍できる環境を整え、まちを担う人材の育成も図っていきます。

人口減少下でも町民の皆さんが安全で安心でき、住んで良かったと思えるまちを目指し、さまざまな取り組みを推し進め、一歩一歩着実に夢と希望を実現できるまちづくりを推進していきます。

町では昨年同様、行政の総合力を最大限に発揮するため、組織形態にとられることなく、各課を横断し連携した「チーム」としてさまざまな課題に立ち向かっていきます。

まちの将来像である「水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち」の実現と、各施策の成果を意識

して、既存の事務事業はもちろん、新たな事務事業についても、事業効果を検証するため、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)というPDCAを繰り返すとともに、新たに策定する後期実行計画を着実に実行していきます。

環 人と自然が共生 する

自然環境の保全と活用

▼国立公園の「阿寒摩周国立公園」への名称変更を受けた自然環境保全の意識向上と、観光振興への機運の醸成。

▼摩周湖における、長期的な保全を目的とした調査活動の継続。

▼屈斜路湖における、湖水の適正利用に向けたローカルルールの見直しの実施。

▼屈斜路湖における、北海道プレジャーボート条例の適用を受けるための準備と、動力船、無動力船の住み分けによる事故防止への取り組み。

循環型社会の構築

▼地熱や温泉熱などの自然エネルギーの活用における、事業化に向けた調査研究の推進。

▼地熱開発事業の精度を高めるための調査の実施。

▼積極的な企業誘致活動の推進。

暮 誰もが安心して暮らせる

保健医療体制の充実

▼健康づくり推進ポイント還元事業の導入による特定健診や各種がん検診の受診率向上。

▼保健指導や健康教育の充実による生活習慣病の予防と健康寿命の向上。

▼各種予防接種費用助成の継続実施。

▼摩周厚生病院の超音波画像診断装置など医療機器更新整備に対する支援。

▼特別養護老人ホーム摩周、養護老人ホーム伴和園との円滑な連携。

▼乳幼児から高校生までの医療費実質無料化の継続。

▼後期高齢者医療制度の適切な運営。

▼平成30年度から財政運営の主体が北海道に移行する国民健康保険事業における円滑な制度移行。

▼介護予防・日常生活支援総合事業など新しい地域支援事業の着実な推進。

地域福祉の充実

▼自立した生活を送ることができない方に対する、より高度で専門的な相談体制づくりの推進。

▼高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画の策定。

▼介護予防・日常生活支援総合事業など新しい地域支援事業の着実な推進。

活 まちに活力・活気・雇用を生み出す

足腰の強い産業育成

▼国に対する、家族経営を基本とする農業への対策の要請。

▼農業の将来を見据えたさまざまな方策の検討。

▼耕畜連携による域内自給飼料の確保に向けた取り組みの推進。

▼摩周和牛改良組合が予定している姉妹都市・鹿児島県日置市からの優良肉牛導入費への支援。

▼優良繁殖牛の増頭促進、販路拡大などによる、肉牛振興策の継続。

▼組織の一本化による、農業後継者対策や新規就農者対策の充実。



ワイン醸造用ブドウの栽培面積をさらに拡大

▼多様な農業経営体づくりの研究による、中小規模営農への支援。

▼農協との連携による農業実習生や研修生の受け入れ事業への支援。

▼家畜ふん尿臭気対策の継続。

▼家畜伝染病防疫対策の継続。

▼エゾシカによる農業被害対策の継続。

▼国や道に対する、畑作の経営所得安定対策継続の要望。

▼畑作における新たな作物導入による経営形態の見直しと輪作体系の確立。

▼摩周メロンや摩周そばなどのブランド力向上と生産量の安定確保、販路拡大への取り組み。

▼環境に配慮した土づくりに対する支援。

▼ワイン用ブドウの苗木の育苗と栽培面積の拡大。

▼弟子屈産ワインと地場産品のコラボレーションイベントなど、農作物全体の地域ブランド化の推進。

▼農道や町営牧場育成舎などの整備、草地改良など道営土地改良事業による持続的な基盤整備。



地域活性化のため各観光案内所を活用

▼屈斜路湖での漁業権取得に向けた取り組みの推進。

▼空き店舗活用事業による支援の継続。

▼道の駅「摩周温泉」など各観光案内所活用による、観光客の地域内消費の推進。

▼プレミアム商品券発行、中小企業振興融資制度による経営支援など、商工会との連携強化による商工業者の経営安定化の推進。

▼資格取得支援制度の拡大と新規雇用促進事業の継続。

▼社会福祉協議会を窓口とした高齢者の就労の場の確保。

▼自然環境の保全と活用を両立した滞在型エコツアアの造成による観光客の満足度向上。

▼「水のカムイ観光圏」など広域観光での効果的な取り組みの継続。

▼「水のカムイ観光圏」など広域観光での効果的な取り組みの継続。

▼高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりの推進。

▼介護人材の育成・確保。

▼高齢者福祉事業の運用による高齢者の健康保持と生きがいのある生活の支援。

▼障害者基本計画、第4期障害福祉計画の適正な運営。

▼障がいのある方への福祉用具の給付や相談支援などの各種サービスの継続。

▼こども発達支援センターを中心とした発達障がいのある幼児・児童への指導・相談支援の充実。

子育て支援

▼妊婦健診時の通院費を助成する妊産婦安心出産支援事業の実施。



保育園や幼稚園の利用者に助成

▼紙おむつ、ミルクなどを支援する乳児養育支援事業の拡充版・赤ちゃんすくすく応援事業の実施。

▼保育園や幼稚園の利用者負担への助成の継続。

▼町立保育園と摩周丘幼稚園を一つにした公私連携型幼保連携認定こども園の平成31年度開園を目指した取り組み。

▼子どもの貧困や連鎖に係る実態把握。

▼子育て支援センターでの未就学児がいる家庭への訪問支援の充実と母親講座などの実施。

▼放課後児童クラブでの保護者支援と利用児童の安全・健康の確保。

▼子ども・子育て支援事業計画に基づく、地域の子ども・子育て家庭全体を対象とした支援の推進。

▼要保護児童対策地域協議会を中心とした、児童虐待防止や虐待事案などへの対応。

生活基盤の向上

▼老朽管の改修、検定満了水道メーター器の交換、配水施設の整備による安全・安心な水道水の供給。

▼維持管理体制の強化による温泉の安定供給。

▼摩周地区の下水道整備。

▼弟子屈浄化センターの長寿命化による適正な汚水処理。

▼下水道処理区域外での汚水処理方法などの検討。



より親しまれる水郷公園に

▼公営住宅泉ヶ丘団地2棟8戸の建設と敷島団地の実施設計。

▼公営住宅等長寿命化計画に基づく、みはらし台団地4号棟の給排水設備の改修、北側壁断熱の補強、物置の改築、3・4号棟前通路の改良。

▼住宅建設促進事業継続による民間住宅の新築・リフォーム支援。

▼空き家対策や空き家バンクと連携した住宅施策の推進。

▼公園施設長寿命化計画に基づく水郷公園を中心とした施設の老朽化に対する改築・更新の実施。

▼水郷公園幼児広場の改修。

▼町道奥春別団地線、鈔別西5号線、泉町7号線の改良・舗装工事の継続。

▼町道弟子屈原野9線防雪事業の推進。

▼橋梁(きょうりょう)長寿命化修繕計画に基づく南弟子屈橋の改修など、既存橋梁の計画的な修繕に

よる地域道路網の安全性・信頼性の確保。

安全・安心の確保

▼空き家所有者などへの管理徹底の指導と、空き家が危険な状態になる前の対応強化。

▼弟子屈警察署や各関係機関・自治会などと連携した交通安全運動による交通事故のない安心して暮らせるまちづくりの推進。

▼防犯協会や暴力追放運動推進協議会などの関係機関との連携による犯罪防止への取り組み。

▼弟子屈消費者協会や弟子屈警察署などの関係機関との情報共有、意識啓発による、消費者行政の推進。

▼新弟子屈消防庁舎の総合的な防災拠点としての活用。

▼河川や土砂災害などへの防災、減災対策の実施。

▼火山防災における避難計画の策定作業の推進。

▼関係機関との連携による防災体制の確立。

▼防災備蓄品の計画的な整備と防災マップの作成。

育 豊かな心を育て、文化を大切に

学校教育の充実

▼家庭や地域に信頼される学校づくりの積極的な推進。

▼玉川学園との連携によるイングリッシュ・キャンプの実施と、小学校教員の英語指導力向上のための講座の開設。

▼町学力調査や新体力テストなどを活用した学習指導の充実。

▼川湯地区・屈斜路地区からバスで通学している弟子屈高校生徒の通学費の全額助成。

▼弟子屈高校生徒の文化・スポーツなどの全国全道大会出場への助成、進学や就職のための支援の継続。

▼弟子屈高校存続問題への働きかけの継続。

社会教育活動の推進

▼本町の豊かな自然環境や歴史・文化等を有効に活用した学習機会の充実。

文化・スポーツ活動の推進

▼文化・体育関係団体との連携や協働の推進。

▼団体活動や全国・全道大会出場への支援。



町公式ウェブサイトの人財バンクをPR

人 興味と関心を持ち、行動する人を育てる

▼人材育成・人づくり・人材の確保

▼4人の地域おこし協力隊を含めた地域の魅力を高める人材育成の推進。

▼ふるさとづくり人材育成事業の充実強化による、地域づくりに資する人材の育成と若い世代の定住化の推進。

▼まちづくりを支えるネットワークの形成・交流活動支援

▼人財バンク制度活用による、誰もが活躍できる社会の構築、地域間交流や町外からの定住促進、玉川学園との連携事業の推進。

公 誰でもまちづくりに参加できる

▼ともに汗をかき進めるまちづくり

▼南弟子屈地域が活性化し、地域が自立し稼げる具体的な取り組みの実施。

▼国の指針に基づいた、男女共同参画の計画策定。

▼時代に即し、透明性の高い行政運営

▼広報でしかが、町公式ウェブサイト上の充実、メール配信サービスなどを活用した、町民向けの情報提供の充実。

▼転出した子どもたちや、移住を希望する町外の方、町内に進出を希望する企業など、町外に向けた情報発信と、本町のPRの推進。

▼タウンメール、町民アンケート、町政懇談会、自治会総会などによる町民の皆さんの意見の収集と町政運営への反映。

▼マイナンバー制度の国との情報連携後における、個人情報などの的確な管理の推進。

▼さまざまな研修制度活用による職員的能力、資質の向上。

▼職員人事評価制度の推進による人材育成。

▼町税における、各種滞納処分の強化啓蒙活動実施による税収の確保。

▼町税のコンビニ収納に向けた準備の推進。

▼ふるさと納税の積極的な推進。

▼将来にわたって町民の皆さんが豊かで幸せに安心して暮らし続けられるよう、職員とともに全力で取り組んでいきます。

平成29年度予算のポイント

一般会計予算は、総額72億8千100万円で、前年度比6.4%の減額。国民健康保険特別会計など6つの特別会計の合計額は、30億7千708万6千円で、前年度比2.7%の減額となっています。

国の地方財政計画では、昨年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2016に基づき、地方一般財源総額は前年度並みとなつていますが、地方税収などの増加が見込まれていることから、地方交付税における国全体の予算額は前年度比2.2%の減額となっています。

町の一般会計の歳入では、地方交付税を国の地方財政計画と同程度の減額で見込み、歳出では弟子屈消防署の移転改築の主体工事が終了したことや、公営住宅建替事業を平成28年度へ前倒して計上したこと、各事務事業の見直しなどにより、前年度から減額となっています。今後も経済情勢に対応し、国の制度や有利な起債などを活用して、健全で持続可能な財政運営に努めていきます。

※平成29年度予算の概要については、今月の広報紙に折り込まれていますが、詳しくは町知事から「広報紙」を参照ください。

子どもたちが生き生きと学び 皆が明るく豊かに暮らすまち

近年、グローバル化や情報化が進み、進化した人工知能がさまざまな判断を行う時代の到来が予測されるなど、社会の変化は加速的に進んできています。

このような中、国では、おおよそ10年ごとに見直される学習指導要領の改訂が行われるとともに、第2期教育振興基本計画に基づき、学校教育の充実と社会教育活動の推進に向けたさまざまな教育改革が進められています。

町では、新しい教育委員会制度に基づく体制を2月6日にスタートしました。新教育長としての重責を担い、これまで以上に町長部局との連携を深め、本町の教育の推進に邁進してまいります。



平成29年度教育行政方針
教育長 小林 俊夫

けて、決意を新たにしているところ
です。

弟子屈町教育の 計画的な振興

▼「学校、家庭、地域社会が連携し、ふるさとを創る人を育む」という本町の基本理念の具現化に向けた教育活動の活性化と内容の充実、施策の着実な実行。

▼点検・評価、見直し・改善による充実した教育の推進。

▼総合計画、教育大綱、教育推進基本計画などを基調とした計画的な教育の振興。

▼移動教育委員会、各種事業参観、学校訪問などによる現状把握と諸課題の解決。



より充実した教育活動を目指して

学校教育の充実

▼各学校における、子どもたちの知・徳・体の調和が取れた健やかな成長のための創意ある教育活動の展開。

▼教育委員会における、各学校が学校教育の一層の充実を図る取り組みへの支援。

▼へき地複式教育のさらなる充実に向けた支援。

▼平成30年度から小学校で導入される「特別の教科道徳」の教科書採択に向けた取り組み。

▼次期学習指導要領への理解と、これからの見据えた教育課程の工夫・改善の推進。



教育委員コラムで定期的な情報発信

1 信頼される学校づくりの推進

▼教育活動の公開、学校評価の計画的な実施、保護者や地域からの意見収集など、開かれた学校づくりの推進。

▼川湯小学校と川湯中学校におけるコミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入に向けた検討。

2 学習指導の充実

▼各教科などの指導計画に基づいたさらなる学習指導の充実。

▼全国学力・学習状況調査、弟子屈町学力調査などによる子どもの学力や学習状況の把握の継続と、学習指導の工夫・改善。

▼放課後学習や長期休業中の学習サポートの取り組みの継続。

▼弟子屈小学校、弟子屈中学校での複数教員による少人数指導などの取り組みの継続。

▼学習習慣の確立に向けた家庭学習や読書活動の推進。

▼外国語指導助手の2人体制継続による、外国語活動や英語授業の充実と外国文化への理解を深める活動の推進。

3 「豊かな心」を育む教育活動の充実

▼各学校における、子ども同士や教師とのふれ合い、自分らしさを発揮できる活動による道徳性の育成。



本町の自然環境を生かした子ども向け体験学習を展開

▼教育委員会における、本町の豊かな自然を生かした体験学習や郷土の文化・伝統に親しむ活動、鹿児島県日置市との姉妹都市交流など、さまざまな体験の機会の充実。

▼弟子屈町いじめ防止基本方針や各学校の学校いじめ防止基本方針に基づいた、いじめの撲滅と未然防止に向けた取り組みの推進。

▼不登校児童生徒の実態把握と、学校や関係機関との連携の推進。

▼スクールカウンセラーや心の相談員、新たに配置する(仮)学校教育推進コーディネーターなどの有効活用による、学校と教育委員会が連携した学校相談体制の充実。



アイヌ文化に関する学習に取り組む和琴小学校

4 社会の変化に対応する教育の推進

▼本町ならではの特色ある教育活動の積極的な推進。

▼地域の自然や歴史、文化や人材などを十分に活用したふるさと学習の実施。

▼和琴小学校でのアイヌの文化や歴史の学習の継続。

▼各学校で取り組む土曜授業への支援の継続。

▼玉川大学との連携による、小・中学生、高校生を対象とした「イングリッシュ・キャンプ(英語合宿)」の実施。

▼北海道教育大学との相互協力に係る、教育実習生の受け入れなどの継続。

5 特別支援教育の充実

▼弟子屈町特別支援教育推進会議を中心とした情報共有と、支援体制の充実に向けた連携強化。

▼各学校における、特別支援教育コーディネーターを中心としたきめ細やかな支援の継続。

▼特別支援教育支援員配置の継続。

▼特別支援担当教師の専門性の向上を図る研修の実施。

▼北海道立特別支援教育センターなどとの連携による特別支援教育の充実。

6 健康・安全に関する指導の充実

▼各学校における体育授業の充実など、運動に親しむ環境づくりの推進。

▼新体力テストの継続実施。

▼薬物乱用などの課題に対する適切な指導。

▼火災や地震に備えた防災訓練、警察と連携した防犯教室などによる、教師の危機管理意識と児童生徒の危機回避能力の向上。

▼子どもサポート隊や子ども110番の家など、地域や関係機関・団体との協力による安全対策の実施。

7 教員の資質向上

▼教職員の法定研修、各種講座への積極的な参加の促進。

社会教育の充実

- ▼町教育研究所における研究活動の推進。
- ▼研究指定校の取り組み、自主公開研究会開催などによる各学校の校内研修の充実と、教職員の実践的な指導力の向上。
- ▼玉川大学との連携による小学校教員の英語指導力向上のための講座の開設。

8 就学児童生徒保護者への支援

- ▼生活困窮世帯に対する各種助成事業の継続。
- ▼教材費や学校保健安全法で指定された疾病の治療費支援などの継続。
- ▼準要保護世帯に対する新たな就学支援策の検討。



昨年のフラワータッチ事業

9 幼稚園教育の充実

- ▼摩周丘幼稚園に対する幼稚園運営費助成の継続。
- ▼就園奨励費補助の実施。
- ▼認定こども園事業への取り組み。

10 高等教育支援などの充実

- ▼北海道教育委員会などに対する弟子屈高校配置計画の見直しや教育環境充実などの要望の実施。
- ▼弟子屈高校生の進学や就職など進路支援に対する助成、各種学校行事支援の実施。
- ▼川湯地区・屈斜路地区からバスで通学している弟子屈高校生徒の通学費の全額助成。
- ▼弟子屈高校生徒の文化・スポーツに対する助成の継続。



さまざまな分野で弟子屈高校を支援

- ▼地域に根差した魅力ある高校づくりへの支援。

11 小中高等学校連携の促進

- ▼小中学校長・教頭連携会議、教務主任連携会議などによる小・中学校、高校間の情報共有と連携の促進。
- ▼北海道教育委員会の小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業への取り組みの継続。
- ▼園児・児童・生徒が摩周森の公園内の花壇整備に参加するフラワータッチ事業の継続実施。

12 教育環境の整備・充実

- ▼和琴小学校の校舎等煙突アスベスト対策工事の実施。
- ▼弟子屈小学校体育館などの漏水調査と改修。
- ▼各学校の維持管理、修繕や各種備品購入などの計画的な推進。

13 学校給食の充実

- ▼安全でおいしく栄養バランスのとれた給食の提供。
- ▼学校給食衛生管理マニュアルに基づく衛生・安全管理の徹底。
- ▼学校給食試食会や地場産品の活用による、献立の工夫・改善。
- ▼放射能測定の実施。
- ▼地産地消に対する助成の継続。
- ▼栄養教諭の食育指導などによる食に対する理解と望ましい食習慣の育成。

- ▼第7次弟子屈町社会教育中期計画に沿った、町民がいつでもどこでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができる環境づくりの推進。
- ▼公民館などの社会教育施設における多様な学習機会の確保。

1 生涯学習事業の充実と社会教育の振興

- ▼本町の自然や歴史、文化、スポーツなど学習資源の活用。
- ▼多様な学習ニーズに対応した出前講座や専門性の高い連携講座の開設。
- ▼弟子屈町教育支援活動運営委員会による学校支援活動、保護者への家庭教育支援活動の継続。
- ▼少年の主張弟子屈大会や児童生徒作品展覧会など、広く子どもたちの活動を知ってもらう機会の創設。
- ▼文化・スポーツ少年団活動への支援、町の自然、歴史、産業を学ぶふるさと教室など、郷土を誇りに思い、心豊かであらう子どもを育む取り組みの推進。
- ▼青年団体が構成するユースフルネットワークてしかがとの連携による、青年の学習機会の充実と青年自ら企画・運営できるような地域活動の展開。

- ▼成人や高齢者の学習活動における自然や歴史、芸術文化などさまざまな講座の工夫、仲間づくりや生きがいに結びつくような取り組みの推進。
- ▼公民館生が講師の充実に。
- ▼町内外の高齢者同士、児童など世代を超えた交流機会の確保。

2 公民館、図書館活動の充実

- ▼公民館を中心とした町民の学びや交流の促進。
- ▼年間を通じて自然、歴史、文化、健康など幅広い分野で楽しく、自由に学べるさまざまな学習機会の提供。
- ▼弟子屈高校との連携講座や出前講座など興味・関心の持てる講座の拡充。
- ▼公民館利用者相互の親睦や交流を深める公民館ミニコンサートの開催。



皆さんが楽しめる公民館ミニコンサートを

3 芸術文化活動への支援と振興

- ▼弟子屈町文化協会が取り組む郷土芸能の普及活動、弟子屈町総合文化祭、公民館ロビー展などへの支援の継続。
- ▼芸術鑑賞バス事業の継続による本格的な演劇やコンサートなどを楽しめる機会の充実。
- ▼各小学校、保育所、幼稚園などとの連携による幼児、児童芸術鑑賞会の継続開催。
- ▼文化振興助成制度による全道・全国大会への参加支援の実施。

4 文化財保護などの活動推進

- ▼第8回更科源藏文学賞の開催支援。
- ▼史跡釧路川流域チャシ跡群管理団体連絡協議会による釧路川流域チャシ跡群の一体的な保存・活用への取り組み。
- ▼縄文遺跡に係る北海道縄文のまち連絡会との連携事業の継続。
- ▼アイヌ古式舞踊や獅子舞などの保存・伝承活動への支援。
- ▼弟子屈アイヌ協会や屈斜路古丹アイヌ文化保存会との協働によるアイヌ文化の振興と発展に向けた取り組み。
- ▼てしかが郷土研究会との協働、てしかがの蔵活用による郷土資料の保存・整理・展示・解説と、郷土史を学び、次世代に伝える環境づくり。

5 スポーツ活動の推進

- ▼町民が体力や年齢に応じてスポーツに親しみ、健康で明るい生活を営み、生きがいや仲間づくりにつながる環境づくりの推進。
- ▼弟子屈町体育協会、文化・スポーツ少年団、摩周ふれあいスポーツクラブなどとの連携、活動支援の実施。
- ▼専任講師による子ども野球、サッカー、陸上等の教室の開設。
- ▼スポーツ推進委員の協力によるスポーツニーズの把握。

6 社会教育施設などの充実

- ▼地域巡回スポーツ教室、学校施設開放事業によるスポーツに親しむ機会の充実。
- ▼各種スポーツ交流会の開催による仲間づくりの促進。
- ▼スポーツ教室やスポーツ大会などによる健康増進の推進。
- ▼理学療法士の教室による子どもたちのスポーツによる障がい・けがの予防防止。
- ▼駅伝や卓球などスポーツ合宿誘致活動の推進。
- ▼スポーツ振興助成制度継続による全道・全国大会への出場支援。
- ▼公民館、図書館、川湯屋内温水プールなど社会教育・体育施設の充実・整備。
- ▼施設職員の専門性や町民とのコミュニケーション能力向上、職員の利用者ニーズを反映した各施設の事業企画・運営の推進。
- ▼社会教育施設などの老朽化対策の検討。

本町の人口減少や少子化に関する課題を十分に踏まえながら、次代を担う子どもたちがふるさとで生き生きと学び、町民の皆さんが明るく豊かな生活を送るための環境づくりに、全力を挙げて取り組みます。

働くあなたを応援

中小企業振興条例

④ 融資

本町の中小企業や協同組合などの経営の合理化と経済的地位の向上、事業運営の基礎となる金融の円滑化のため、貸し付けを行っています。

▶対象

- 中小企業等協同組合法による協同組合。
- 町内に独立した事業所や店舗を有して事業を行い、事業が北海道信用保証協会の保証対象業種の方。
- 町税などを滞納していない方。

貸付金の種類	貸付金の用途	貸付限度額		償還期間	
		個人	法人	個人	法人
運転資金	経営合理化に充てるもの	600万円以内	600万円以内	5年以内	5年以内
設備資金	設備の近代化・合理化に充てるもの	1,500万円以内	1,500万円以内	10年以内	10年以内

※申し込み方法／金融機関・北海道信用保証協会の所定の借入申込書に必要書類を添付し、弟子屈町商工会に提出。町を経て金融機関に申し込みます。

※償還方法／割賦償還か一時償還で、運転資金は6カ月以内、設備資金は12カ月以内の据え置き期間を置くことができます。

季節労働者等資格取得促進事業

⑤ 季節労働者等資格取得促進事業

季節労働者の方などの通年雇用化を目的に、新規に資格を取得した方に対し、費用の一部を助成しています。

▶補助対象者／次に該当する方。ただし、下表①の資格取得事業を受講する場合は、当該年度または前年度に雇用保険の短期雇用特例求職者給付の受給資格を得て、現在、雇用保険の一般被保険者でないこと。

- 本町に居住し、住民登録をしている。
- 町税などを滞納していない。
- 下表①～④の資格取得事業のうち、受講した講座において資格検定試験に合格している。
- 取得した資格を活用し、町内の事業所などで働く意思がある。
- 資格取得に係る経費について、本事業から補助を受けたことがない。

補助対象事業	補助金額(千円未満は切り捨て)
① 釧路地域通年雇用促進支援協議会が実施する季節労働者資格取得事業に該当するもの	受講料などの10分の2と5万円の、いずれか低い方の額
② 介護職員初任者研修課程を修了する事業	受講料などの10分の5と8万円の、いずれか低い方の額
③ 認定こども園制度に伴う特例制度による幼稚園教諭免許状取得・更新または保育士資格取得事業	受講料などの10分の5と8万円の、いずれか低い方の額
④ その他、町長が必要と認める通年雇用化に結びつく資格取得事業	町長が必要と認める額

※補助対象となる経費は、資格取得事業のうち教育訓練などに要する入学金または登録料、教材費を含む受講料で、その講座で受講者の方が支払った額です。

緊急雇用対策事業

これまで緊急雇用対策事業として希望者を募集し、公共施設の草刈りや除雪などの作業を実施してきましたが、今年度からは社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会高齢者就労センターへ委託することになりました。

対象となる公共施設や作業形態に一部変更がありますが、同センターでの雇用を希望する方はセンターへの登録が必要となります。

□問い合わせ先／高齢者就労センター ☎ 4 8 2 - 5 1 6 0 まで。

問い合わせ先／役場観光商工課商工振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)

企業振興促進条例

① 企業振興促進制度

町内における企業振興を促進するため、町内に事業場を新設、または増設する方に対し、助成や固定資産税の課税免除を行う制度です。

対象となるのは、工場や宿泊施設など18事業場です。

また、新設・増設に加え、事業場の移転や、事業場を移転した上で業種を転換する場合も対象となります。

例) 飲食店を新設・増設・移転または他の業種から飲食店に転業する場合

飲食店	対象要件		助成額
	投資額	新規雇用者	
新設	500万円以上	2人以上	投資額の3%以内、上限200万円
増設	150万円以上		投資額の3%以内、上限30万円
移転または転業	50万円以上		投資額の3%以内、上限20万円

(注) その他の業種の事業場については、町公式ウェブサイトをご覧ください。

※投資額／事業場の建物および営業用設備の取得額。

※新規雇用者／事業者が新規に雇用する、本町に住民登録をしている方か、住民登録を予定している方。

② 新規雇用支援

本町に住民登録をしている方か、住民登録をする予定の方を雇用する事業者に対し、その賃金の一部を1年間補助します。

対象事業者 (次の全てに該当すること)	対象となる新規雇用者 (次の全てに該当すること)	利用回数 および人数	補助金額 (月額)
<ul style="list-style-type: none"> ● 弟子屈町に住所を有する方を積極的、かつ継続的に雇用する意思がある事業者。 ● 町が出資していない事業者。 ● 町税などを滞納していない事業者。 ● 雇用保険に加入している、または加入する事業者。 ● 過去1年間に事業主の事由による退職者がいない事業者。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険に加入し、1年を超えて雇用される方。 ● 当該事業者(法人、その他の団体では、その役員)の3親等以内の親族でない方。 	1事業所につき1回、かつ新規雇用者2人まで	1人かつ1カ月ににつき、支払った月額賃金の10分の3の額とし、3万円を限度とする。

③ 空き店舗の活用促進

空き店舗を活用して事業を行う方に、賃借料や改築費を補助します。対象となる空き店舗は、賃貸借契約を締結する際に事業が行われていない店舗および事業用に使用していた家屋などで、次に該当する場合です。

申請者 (次の全てに該当すること)	賃貸借契約の相手方 (次の全てに該当しないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに開業する方。 ● 空き店舗を活用して積極的、かつ継続的に事業を営む意思のある方。 ● 町が出資していない法人やその他の団体。 ● 町税などを滞納していない方。 ● この補助を使用したことがない方。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 補助対象者が個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 補助対象者の3親等以内の親族。 ● 補助対象者が役員の法人。 ● 補助対象者の3親等以内の親族が役員の法人。 ▶ 補助対象者が法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 補助対象者の役員、または当該役員の3親等以内の親族。 ● 補助対象者の同族会社。 ● 補助対象者の同族会社の役員又は当該役員の3親等以内の親族。

▶補助金の額

● 賃借料補助金

補助期間／2年間

補助金額／営業開始1年目 月額賃借料の3分の2以内で限度額5万円

営業開始2年目 月額賃借料の3分の1以内で限度額2万5,000円

● 改築費補助金

補助対象費／空き店舗の営業に係る部分の改築・改装および営業用設備設置費用

補助金額／改築費用の2分の1以内とし、上限額100万円

災害に備えてポータブルラジオの準備を

防災ワンポイントコーナー

東日本大震災や熊本地震では、長期にわたる停電や携帯電話中継局の倒壊などにより、ラジオによる情報収集の有用性があらためて見直されました。

テレビは動画により適時に情報を得ることができる反面、電源がないと視聴することはできません。また多くの方が一斉に現場で起きていることを知ることができますが、個人の希望でチャンネルを決めることができません。

スマートフォンにより無料でテレビやラジオを視聴することもできますが、電池の消耗が激しいため、電源を確保できないところでの利用には限界があります。

ポータブルの乾電池式ラジオは、3日間連続して聴くことができます。最近では、手回し式発電やソーラー発電式のラジオが増えています。イヤホンを使うことで周囲に迷惑をかけずに、個人が好きな放送局を自由に聴くことができるという利点もあります。

ところで、町内ではどの放送局を聴くことができるのでしょうか。ほとんどの地域でNHK第1は聴くことができます。NHK FMではNHK第1の放送を鮮明に聴くことができます。

各放送局の受信周波数と受信状況は下の表のとおりです。災害に備えて、ポータブルラジオの準備と周波数の設定を心がけてください。

区分	放送会社	放送局または中継局	周波数	状態
AM	NHK第1	釧路	585kHz	川湯・屈斜路地区、美留和の北部では北見放送局、その他の地域は釧路放送局で受信できる。仁伏～砂湯～池の湯の受信感度はあまり良くない。
		北見	1,188kHz	
	NHK第2	釧路	1,152kHz	川湯・屈斜路地区、美留和の北部では網走放送局、その他の地域は釧路放送局で受信できる。仁伏～砂湯～池の湯の受信感度は不良。
		北見	702kHz	
	S T V	釧路	882kHz	受信できない地域が多い。
		網走	909kHz	
H B C	釧路	1,404kHz	川湯・美留和の北部では川湯中継局、その他の地域は屈斜路中継局でかなり鮮明に受信できる。	
	網走	1,449kHz		
FM	NHK (NHK第1をFMで受信)	釧路	89.5MHz	
		屈斜路	81.6MHz	
		川湯	84.1MHz	

※表内の放送局・中継局

- ▶釧路／釧路放送局
- ▶北見／北見放送局
- ▶網走／網走放送局
- ▶屈斜路／NHK FM屈斜路中継局
- ▶川湯／NHK FM川湯中継局

問い合わせ先／役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

宿泊支援事業を終了します

好評をいただいていた「弟子屈町民等宿泊促進支援事業」は、平成28年度をもって終了し、今年度は実施しないこととなりました。

4月1日以降の宿泊についての利用券交付は行っていませんので、ご注意ください。

問い合わせ先／役場観光商工課観光振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)

職員人事異動

【退職】 (平成29年2月28日発令) ▶教育委員会 ▶坂井宏(図書館長)
 (平成29年3月31日発令) ▶元山久美子(福祉子ども課保育園長) ▶渡邊逸朗(総務課長補佐) ▶新木実則(建設課建築係) ▶澤田巨弘(摩周観光文化センター管理係) ▶林結花(健康推進課健康推進係) ▶新濱優太(福祉子ども課保育園おひさま保育係) ▶教育委員会 ▶山本正裕(管理課長) ▶吉備津安夫(社会教育課長)

【離任】 (平成29年3月31日発令) ▶西山紗穂里(北海道からの派遣職員)

協力隊通信



小林由紀子さん

弟子屈ならではのツアーをみんなと協同でつくりたい

地域おこし協力隊の小林由紀子です。

観光を基軸としたまちづくりに取り組むてしかがえこまち推進協議会が進めてきた「てしかがえスタイルのエコツーリズム推進全体構想」が、昨年11月に環境省から認定されました。エコツーリズムとは「地域固有の資源(自然・歴史・文化)を保全しながら活用し、地域経済を活性化することを目的とした観光」と定義されています。そして全体構想には、弟子屈にある次世代に残したい資源、その資源を活用しながら守っていくためのルール、資源を活用したエコツアー、資源が守られているかどうかをチェックするモニターリング方法といった、エコツーリズムを推進するための仕組みがまとめられています。今後、同協議会ではエコツーリズム推進部会を中心に、地域の皆さんと話し合いながら、より魅力的なエコツアーを開発したり、モニターリングでルール

を見直したり、弟子屈の素晴らしい資源を住民の皆さんに再認識してもらおうように働きかけていくことになると思います。その際には、世界レベルの国立公園を目指して地域で取り組んでいる「阿寒国立公園満喫プロジェクト」の連携も欠かしません。私はこれまで、インバウンド(訪日外国人観光客)受け入れ体制強化として主にハード面の整備を行ってきましたが、これからはこれら「観光地域づくり」の活動にも積極的に関わっていきたくと思っています。

先日、川湯温泉に滞在するツアーをつくるため、イギリスの旅行会社の方が視察に来ました。鶴居村や屈斜路湖でボードウォーク、摩周湖でスノーシュー(西洋かんじき)に挑戦した後は川湯温泉で疲れを癒やし、浴衣を着て日本食を楽しむ。海外、特にヨーロッパの方にはとてもエキサイティングでエキゾチックな経験だと評価をいただきました。多様なお客さまがもっと長く滞在して弟子屈の魅力に十分に楽しめるよう、美しい自然とここに暮らす人々の文化や歴史を融合させた弟子屈ならではのエコツアーを、より多くの方の知恵もお借りしながら共に開発することができれば素晴らしいと思います。



日々の活動発信中!

地域おこし協力隊facebook(フェイスブック)
<https://www.facebook.com/teshikagachiikiokoshi/>



イギリスの方が視察で訪れた砂湯

会ではエコツーリズム推進部会を中心に、地域の皆さんと話し合いながら、より魅力的なエコツアーを開発したり、モニターリングでルール

ご利用ください 空き家バンク・人財バンク



町で実施している「空き家バンク制度」「人財バンク制度」を紹介しています。

3月7日現在「空き家バンク」で募集している空き家物件は8件(売買8件)。今月はそのうちの「登録番号1物件」を紹介します。

「人財バンク」に登録されているのは、個人登録8人、団体登録8団体。今月はそのうちの、団体登録番号6「弟子屈RC」を紹介いたします。


それぞれの詳しい内容は、町公式ウェブサイトに掲載されています。ご覧いただき、ぜひ、ご活用ください。

- ▶空き家バンクホームページ
<http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/20akiya/bukken.html>
- ▶人財バンクホームページ
<http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/35jinzai/index.html>

空き家バンク  人財バンク 


空き家バンク 登録番号1

- ▶場所／朝日3丁目1番27号
- ▶建物／木造2階建て 5LDK
- ▶建築年／1982(昭和57)年
- ▶価格／240万円



人財バンク 団体登録番号6

- ▶氏名／弟子屈RC(テシカガレーシングクラブ)
- ▶分野／学術・文化・芸術・スポーツ 子どもの健全育成
- ▶PR／道具を使わず体を鍛えることができる陸上競技は、全てのスポーツの基礎となる「走る」「飛ぶ」「投げる」が凝縮されています。スポーツマンシップを身に着けることも大切にしています。お気軽に体験・見学にお越しください。



問い合わせ先／役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

第42回児童生徒 読書感想文コンクール

児童生徒読書感想文コンクールに、多くの優秀な作品が寄せられました。
先月に引き続き、最優秀作品を紹介します。

■小学校5年生の部 最優秀賞 アラスカとオーロラ

美留和小学校 橋田 明君



ぼくは、本物のオーロラを見たことがありません。なので、一度でもいいから、オーロラを見てみたいです。ぼくが読んだ本は、星野さんが、実際に体験したことが書かれています。

星野さんは、アラスカ鉄道でオーロラの撮影に出かけました。アラスカ鉄道とは、アンカレッジとフェアバンクスをむすぶ鉄道です。ぼくもこの鉄道に乗ってみたいですね。星野さんは、タルキートナという場所でありました。少しすると、ライトをつけたトラックがやってきました。パイロットの、アーニーです。

次の日、アーニーのヘリコプターでマツキンレー山に向かって飛びました。今日から、一カ月間のオーロラ撮影が始まるのです。山おくで一人でキャンプするなんて、とても勇気がある人だなと思いました。今日は二月十五日なので、一カ月後の三月十五日にアーニーのヘリコプターが来ます。一カ月の間、星野さんは、凍傷になったりかぜをひいてしまったりしました。ぼくは、凍傷になつたことがありませんが、とてもいたそうです。結局オーロラがきれいにみれたのは、三月二日の一日だけでした。もっとたくさんみれるのかなと思っていたら、一カ月に一日しかみえなかつたなんて

残念だったと思います。

「この広大なアラスカの中で、月とオーロラをながめている生物は、ぼくしかない」と、星野さんは書いていました。そのとおりだと思います。くまやりすも、冬みんしているからです。

三月十五日、アーニーのヘリコプターがやってきました。星野さんにとって、満足した一カ月間だったと思います。自然を撮影するのは、とても大変なんだと感じました。

この本は、お母さんが、ヒグマの調査でアラスカに行ったとき、リュックの中に入れていった本です。オーロラは冬に出ます。お母さんが行ったのは秋で、オーロラは見れなかつたけれど、紅葉がきれいだったと言っていました。ぼくは、冬のアラスカに行ってみみたいです。

これは、「アラスカ光と風」の中の、一章だけです。ほかにも、エスキモーの村でクジラをつかまえるために何カ月もかけてつかまえる話や、カリブーの写真をとるために、ブルックス山脈の中で生活する話もありました。何万頭のカリブーのむれが写っている写真がありました。すごく多い数だなと思い、本物を見たくありません。

星野さんは、クマにおそわれて死んでしまいます。自然の残酷さは、かこくなんだと改めて思います。

ぼくは、写真をとるのも好きです。弟子屈町フォトコンテストに毎年応募しています。しょう来カメラマンになるのもいいな、と思いました。

書名「アラスカ光と風」

星野 道夫 著

〔寸評〕
厳冬のアラスカの厳しい自然環境の中で、美しく輝くオーロラ。この本に描かれている大自然の素晴らしさとそれを求めて旅をする星野さんの生き方に、橋田くんがひきつけられた気持ち伝わってきました。危険や苦難が待ち受けた旅を乗り越えた先にあるからこそ、その輝きはかけがえのないものなのでしょう。いつかアラスカの地に立ち、オーロラの写真を撮っている橋田くん。すてきな未来が目に見えてきます。



そのほかの最優秀作品についても、来月以降順次紹介していきます。
※児童の学年は、コンクールが行われた平成28年度当時のものです。

■小学校6年生の部 最優秀賞 ナオ君が遺してくれたものとは

弟子屈小学校 沢原 美義さん



平成二十七年十一月十日、十五時五十五分、私の祖父が六十九才で胃癌により、この

世を去りました。祖父は癌宣告を受けてから一日、一日を大切に過ごし、自分のことよりも私達家族の事を心配してくれました。

私は、毎日なんとなく生活しています。できることなら勉強もしたくないし、学校へ行かず家で「ロロロ」していたのが本音です。

この本を読んで私は健康な体で学校へ通い家族と一緒に生活できることが、一番幸せな事だと思いました。しかし、この本に出てくる直也君にとっては、当たり前的事ではありませんでした。

直也君の病気は、ユーニング肉腫という癌で抗癌剤治療をしたり、手術をしたりとつらい治療をしていかなければなりません。そのためには、長い入院が必要なんです。家族と一緒に寝ることもできないのです。

私は毎日、父と母と妹と同じ部屋で、同じ布団で寝ています。妹と一緒に寝るとさみしくないし、安心して寝ることが出来ます。直也君は、入院中、一人で寝なければなりません。五才の子が一人で入院して一人で寝るといふことはすく

さみしいことでしょう。直也君には三歳の弟がいます。直也君のお母さんは、その子の面倒も見なければなりません。直也君の弟もお母さんに甘えたりしたいと思います。直也君の入院生活が長くなると、弟のことを気にかけ、弟を思いやる言葉が出てきました。

「明日は、病院に來なくていいよ。たまには、亮也と一緒にいてあげてよ。」と、弟を思いやる直也君は、心の優しい男の子だと思いました。

一時は良くなった直也君。しかし、直也君のお母さんは直也君に癌が再発したことを伝えました。直也君は癌が再発しても「生きて生きていきまわろー！」「ナオは死なないからね。」と、前向きな気持ちで前に進む姿勢の言葉から、直也君は心が強く勇ましい男の子だと私は思っていました。

私の祖父は、「死にたくない、孫の事が心配だ。」と言っていたと母から聞きました。祖父の場合は、余命一年と言われて手術もできなく、抗癌剤治療しかできない状態でした。癌とつきあって生活していくしかなかったのです。

私がかもし癌だったら癌という病気と向き合うことができます。泣いてばかりいて家族のことを気にかけたらいいことができないと思います。絶望感でいっぱいになると思います。

生きることは、必ず死がやって来る。それは、絶対に避けられない。直也君は、癌という病気を通して「生」と「死」について考えていたんだと思います。

直也君の癌は次第に悪化していきま

した。直也君はそんな状態でもお母さんの事を心配して「ナオはね、死ねないんだよ。お母さんの心の準備ができていないから。」と言いました。私はその言葉に胸を打たれました。

ナオ君は、「あと半日です。」と、宣告されながら二週間もがんばりぬきました。それは、家族の心の準備ができる時間を直也君があたえてくれたのだと思います。最後まで家族のことを考えて亡くなっていったのです。

この本を読んだ私は、直也君に教えられたことがいくつもあります。健康な体で家族と過ごせる事は、幸せな事。一日一日を大切に生きる事。学校で勉強ができるという当たり前が幸せという事。

直也君が家族に遺していったものがあります。私は、「勇氣」「希望」「愛情」と思っています。最後に私から直也君とおじいちゃんにメッセージがあります。

「直也君、最後までよくがんばったね。」
「おじいちゃん天国で私の事を見守ってね。私、勉強頑張るからね。」

書名「がんばれば、幸せになれるよ」
山崎 敏子 著

〔寸評〕
この本を読みながら、祖父の思いを振り返り、健康な体や大切に生きることを教えられたと書いてあるところがよかったです。自分と主人公、その家族、病の三つの対比を元にして文章が組み立てられており、読者のことを考えて工夫して書いている点が素晴らしいと思います。

本に書いてある事実とそれを読んだの感想を区別して記述していた。また、大切だと思う部分が詳しく書かれているなど、メリハリをつけて文章を構成している点がよかったです。

戦没者などのご遺族の皆さんへ

第10回特別弔慰金の申請はお早めに

平成27年4月1日から、第10回特別弔慰金の申請を受け付けています。請求を希望される方は、平成30年4月2日までに申請をお願いします。

▶特別弔慰金とは

戦後70周年に当たり、戦没者などのご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に、国としてあらためて弔慰の意を表するものです。

第10回特別弔慰金は、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

▶支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者の子
- 3 戦没者などの ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計を同一にしていたことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 4 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上生計を同一にしていた方に限ります。

▶支給内容/額面25万円、5年償還の記名国債

▶請求期間/平成30年4月2日(月)まで

請求期間を過ぎると、第10回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

※平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受け付けを開始する予定です。

請求・問い合わせ先/役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

臨時福祉給付金を支給

平成26年4月に実施された消費税率の引き上げに伴う所得の少ない方への影響緩和を目的として、臨時福祉給付金(経済対策分)が支給されます。

▶支給対象者/平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象者の方

※平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者とは、平成28年度分の住民税が課税されていない方です。ただし、課税者の扶養親族になっている方や、生活保護などの受給者を除きます。

▶支給額/対象者1人につき15,000円

▶受給手続き/受給には、平成28年1月1日時点で住民登録していた市町村への申請が必要です。対象者の方には、4月下旬ころに申請書を郵送しますので、受給を希望される方は、4月25日(火)~7月25日(火)までの間に申請してください。

※申請書や受付期間などは、市町村ごとに異なります。弟子屈町以外が申請先となる場合は、該当市町村にご確認ください。

問い合わせ先/役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

福祉の助成制度が変わります

今年度から、これまでの福祉に係る4つの助成制度を再編・統合して「(新)福祉灯油等購入助成」に変わります。新制度では生活支援対策に重点を置き、真に経済的支援を必要とする世帯への給付を手厚くします。このため給付対象要件が変わり、これまでいずれかの助成を受けていた方でも所得の状況によっては支給の対象とならない場合もありますのでご注意ください。

申請の受け付けは10月2日(月)から開始します。

これまでの制度			
福祉灯油等購入助成	高齢者バス・ハイヤー料金および燃料費助成	水道料金助成	重度心身障がい者交通費助成
住民税非課税世帯	所得要件なし	所得要件なし	所得要件なし

再編・統合

(新)福祉灯油等購入助成

▶目的/高齢者などの低所得世帯に対し、生活費の一部を助成することにより、世帯の負担軽減を図る。

▶対象者/住民税非課税世帯で次の要件に該当する方

- ①70歳以上の高齢者の方のみの世帯
- ②重度の身体・知的・精神障がいがある方がいる世帯
- ③ひとり親世帯

▶給付方法/現金

▶給付内容/基準額・1世帯当たり 10,000円 加算額・対象者1人当たり 5,000円

問い合わせ先/役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

後期高齢者医療保険料の軽減を見直し

① 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が見直されました。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数) ※26.5万円→27万円へ変更	5割軽減
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数) ※48万円→49万円へ変更	2割軽減

② 保険料所得割軽減の割合が見直されました。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減 ※5割軽減→2割軽減へ変更

③ 保険料所得割軽減の割合が見直されました。

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方 ※社会保険などの扶養者	かかりません	7割軽減 ※9割軽減→7割軽減へ変更

※所得状況により均等割軽減が9割または8.5割に該当する場合があります。

問い合わせ先/役場健康推進課健康保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

赤ちゃんすくすく応援事業を始めます！

平成29年度から、子育て中の家庭への経済的な負担の軽減を図ることを目的に「乳児養育支援事業と乳児養育手当事業」を統合し、拡充して実施します。

【平成29年3月31日まで】

条件	乳児養育支援事業	乳児養育手当事業
	満1歳未満の乳児を養育する保護者の方	
内容	町内の指定された取扱店で、紙おむつ・粉ミルクが購入できる共通助成券を交付します。お子さんの出生・転入時に申請すると、窓口で交付されます。	養育費を年3回、指定口座へ振込みます。
給付額	乳児1人に対し20,000円分の助成券	第1子 3,000円 第2子 4,000円 第3子以降 5,000円(月額) 出生月の翌月分から1年間
	第1子/56,000円 第2子/68,000円 第3子~/80,000円	



【平成29年4月1日から】

条件	赤ちゃんすくすく応援事業	
	満1歳未満の乳児を養育する保護者の方(本町に住所がある方)	
内容	町内の指定された取扱店で、紙おむつ・粉ミルク・おしり拭きが購入できる共通助成券を交付します。お子さんの出生・転入時に申請すると、窓口で交付されます。	
助成額	乳児1人に対し150,000円分の助成券	

※助成を希望される方は、役場福祉こども課窓口にて印鑑をご持参の上、申請してください。

対象者は平成29年4月1日以降に出生された方です。

※通常、出生届などで来庁された際に手続きをしています。

問い合わせ先/役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

保育料の助成を行います！

町では平成26年度から、子育て支援事業として保育料の助成を行っています。

各保育園・幼稚園に納めていただいた保育料の2分の1を助成するもので、子育て世帯の経済的負担を軽減することが目的です。助成の対象となるのは、おひさま保育園・川湯保育園・摩周丘幼稚園に入園しているお子さんがいらっしゃる世帯です。

助成金は10月、4月の年2回支給です。申請書は9月末と3月末に、各園を通して保護者の方に配布します。申請書の提出先も各園となります。

ご不明な点などがありましたら、下記までお問い合わせください。

□問い合わせ先

- 役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)
- おひさま保育園 ☎ 4 8 2 - 2 4 4 4
- 川湯保育園 ☎ 4 8 3 - 2 5 3 7
- 摩周丘幼稚園 ☎ 4 8 3 - 2 3 1 5



新たに年金を受けとれる方が増えます

年金はこれまで、資格期間が25年以上ないと受け取ることができませんでしたが、8月からは資格期間が10年以上あれば受けとることができるようになります！

資格期間とは？

- ▶ 国民年金保険料を納めた期間や免除された期間
- ▶ サラリーマンだった期間(船員保険を含む厚生年金保険や共済組合などの加入期間)
- ▶ 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間(1986(昭和61)年3月以前にサラリーマンの配偶者だった期間など)

上記の期間を合計したものが「資格期間」です。資格期間が10年(120ヵ月)以上あると、年金を受け取ることができるようになります。

ただし、年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。10年間の納付では、受け取る年金額は概ね満額の4分の1になります。

新たに年金を受け取れるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構から年金請求書が郵送されます。お手元に届いたら「ねんきんダイヤル」で予約の上、手続きをしてください。

年金請求書が送付される方 (年金を受け始める時期は男女によって異なります)	送付時期
1926(大正15)年4月2日～1942(昭和17)年4月1日生まれの方	2017年2月下旬～3月下旬
1942(昭和17)年4月2日～1948(昭和23)年4月1日生まれの方	2017年3月下旬～4月下旬
1948(昭和23)年4月2日～1951(昭和26)年7月1日生まれの方	2017年4月下旬～5月下旬
1951(昭和26)年7月2日～1955(昭和30)年8月1日生まれの男性 1951(昭和26)年7月2日～1955(昭和30)年10月1日生まれの女性	2017年5月下旬～6月下旬
1955(昭和30)年10月2日～1957(昭和32)年8月1日生まれの女性 1926(大正15)年4月1日以前生まれの方	2017年6月下旬～7月下旬

※請求書の受け付けは順次ですが、実際に受給が確定するのは施行日である8月以降です。年金の振り込みも、最も早い方で10月以降となりますのでご了承ください。

「分からないことがある」「年金事務所へ相談の予約をしたい」そんなときは

ねんきんダイヤル ☎ 0 5 7 0 - 0 5 - 1 1 6 5

問い合わせ先/役場環境生活課総合サービス室 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

インターネットから24時間手続きができる！

クレジットカードで町税が納付できます

ヤフー 公金支払い 検索

<https://koukin.yohoo.co.jp>



インターネット上の「Yahoo!公金支払い」から、クレジットカードで町税が納付できます。クレジットカードだから分割払いができます。カード自体のポイントもたまり、Tポイントも使えます。詳しくは、納税通知書に同封のチラシ、今月配布された「てしかが町 知って得する便利帳」をご覧ください。

- ▶ 納付できる税金/町・道民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税(普通徴収)
- ▶ 利用期限/各種税金の納付期限日まで
- ▶ 納付金額と決済手数料(税込み)

10,000円まで/無料 10,001円～20,000円/108円 20,001円～30,000円/216円
30,001円～40,000円/324円(以降納付金額が10,000円増えるごとに108円ずつ加算)

問い合わせ先/役場税務課納税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)